

## Marks & Spencer の欧州裁判所訴訟の影響

Marks & Spencer が英国グループ・リリーフ関連の訴訟を提起し、2003年7月には、その判断が欧州裁判所 (European Court of Justice “ECJ”) の審査に委ねられたことをご存知の方もおられると思います。英国法人である Marks & Spencer の英国外の欧州子会社で計上された税務上の損失を、他の英国グループ会社の課税所得から相殺することができないことが、EU 法侵害に当たるか否かという判断が欧州裁判所により下されることとなります。EU 法の下における、EU 域内のいかなる場所でも、差別を受けることなく会社を設立することができるという基本的な権利を、英国政府が妨げていると主張されています。

2005年4月7日に、ECJ の法務官兼最高顧問は英国のグループ・リリーフ規定が英国以外の EU 加盟国で発生した損失の利用を禁止しているのは、EU 法違反に当たるとの意見を表明しました。法務官の意見が ECJ の見解そのものとなるわけではありませんが、過去において、ECJ が法務官の判断に沿った判決を行うことが数多く見られます。

法務官の意見では、英国のグループ・リリーフ体系は、EU法で規定されている設立国選択の自由を制約しているとの事実を認定した上で、その制限がEU法に沿った合法的理由で課されている場合は、その制限が認められるとしています。さらに、当該損失の利用が、当該損失発生国で認められている場合には、英国に当該国からの損失の移転を否認する権利が認められるべきであるとしています。これは、企業が当該国と英国の双方で二重の損失の利用を禁止するためです。ただし、この見解は明確に規定されておらず、ECJにおいて更なる検討がなされると考えられます。

法務官の意見は、Marks & Spencerにとって非常に有利なものであり、EU法に違反していると考えられる英国直接税制法の分野あるいは租税条約上の無差別条項に違反していると考えられる規定を対象とする様々なグループ訴訟に重大な影響をもたらすと考えられます。この問題点の一つに、2000年度財政法による改正以前に、共通親会社が英国法人でなかったために、損失を互いに利用することができなかった英国内の日本企業子会社の問題があります。

この法務官の意見にECJが従うのであれば、英国政府はグループ・リリーフ規定の改正をする見込みが強いものの、改正範囲、そしてMarks & Spencer及び他グループ・リリーフに関わる訴訟当事者への影響は、依然不透明です。ECJは今後3ヵ月から6ヵ月以内に判決を下す予定です。

### 考慮すべき対応

#### 背景

2000年4月1日以前は、共通の親会社が英国法人ではない英国法人間では損失の譲渡を行うことができませんでした。英国法人でない法人の英国子会社と英国支店間の損失の譲渡もできませんでした。それ故、そのような英国企業及び支店は、親会社が日本法人であったため、損失に関してグループ・リリーフを利用することができませんでした。ICI対コーマー訴訟後に導入された法令により、共通親会社の居住地にかかわらず、すべてのグループ内の英国子会社間で、2000年4月1日以降は、グループ・リリーフが可能になりました。

#### 現在取るべき対応方法

EU法あるいは英国とEU域外の国の間で結ばれた租税条約に違反した状態で、課税徴収が行われていると考えられる場合には、以下の対応を取ることが可能です。

- グループ・リティグーション・オーダー (Group Litigation Order “GLO”)に参加しての訴訟
- トリーティ・ベースト・ファイリング (税法解説をEU法もしくは租税条約に基づいて行う申告)

上記各オプションにはそれぞれに有利な点・不利な点があり、どのオプションが最良であるかというのは各社固有の状況により左右されます。関連事項についての要約は下記の通りです。

トリーティ・ベスト・ファイリングの場合	リティグーションの場合
企業は納税を行わない。	企業は納税を一旦行い、その後税金還付要求をする。
第一審ではスペシャル・コミッショナーにより審問される。	スペシャル・コミッショナーが裁判管轄権を有する場合もあるが、通常第一審は高等裁判所で行われる。
スペシャル・コミッショナーは税金還付及び還付利子の裁定のみを下すことができる。	高等裁判所は過払税金についての損害賠償金を認めることもできる。
GLOと似通った手続きは取られず、個別の案件ごとに処理が行われる。	GLOにより企業は訴訟費を折半することができ、かつ、試験について確認することができる。
比較的パブリシティーが少ない。	不利なパブリシティーの可能性はある。
当該課税年度の税務調査の際、時効が停止される。次期からの申告に影響がある可能性がある。	英国における税務ポジションに影響は(判決が下されるまで)ない。
通常の税金還付請求の時効が適用される しかし、この期限適用自体、EU法違反の可能性はある。	高等裁判所への提訴の時効期限は、還付税金請求の時効より長く設定される可能性がある。

### グループ・リティグーション・オーダー (Group Litigation Order “GLO”)

納税申告を行い、現時点の英国法に準じて納税をした後に、関連規定の合法性について提訴することができます。英国直接税法上で、EU法及び租税条約上の無差別条項に違反していると考えられる特定の分野について、複数の会社がグループ訴訟(GLO)を行っています。その中に、GLO手続を利用し、法廷でグループ・リリーフ適用を係争しているグループがあります。そのグループのサブ・グループとして、2000年度財政法以前の期間に関して、グループ・リリーフの利用の認定を目的としている訴訟が行われています。

訴訟参加費は相当な額になる可能性もあり、控訴する場合の法務費用も負担することになります。この手段の利点は、請求人は損害賠償金を取得する権利を有することができ、将来的には訴訟法務費用も返還される可能性があるということです。更に、請求人に対して支払われるべきいかなる税金の還付についても、通常の利率を大幅に上回る率で計算された利子を受領する権利も有することになります。

### トリーティ・ベスト・ファイリング

英国税法の規定がEC条約又は租税条約に違反している場合には、企業は納税申告を行う際に、英国国内規定をEU法あるいは租税条約の無差別条項を考慮して解釈した場合の納税を行うことも可能です。本質的に、この方法は税金還付請求の時効期限到来を回避するための保護策(protective claim)といえます。この方法を取る場合は、グループ・リリーフを利用した場合に修正申告書を提出することになります。修正申告の提出費は訴訟参加費に比べかなりの少額で済ませることができます。トリーティ・ベスト・ファイリングに対する代替策あるいは追加策として訴訟を選ぶ企業もあるかもしれませんが、しかし、企業にはいかなる損害金(還付税金以外の)も受領する権利は与えられず、提訴費用も回収不可能となります。結果として生じる還付額

に対して通常利子率 (GLOで通常使用される利子率を大幅に下回る率) での還付利子のみが与えられることとなります。

上述のように、この分野は複雑な領域であり、この解説にのみ基づいた判断はお勧めいたしません。ここでは上記の問題について考慮すべき背景ポイントのみ説明したものですので、詳細については専門家にご相談の上検討されることをお勧めいたします。

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: [pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com) Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村